令和６年１月５日

株　主　各　位

更 生 会 社　株式会社プロルート丸光
管 財 人　弁 護 士　山　本　幸　治

株主各位へのお知らせ

令和６年１月５日付け当社の会社更生手続開始決定に伴い、大阪地方裁判所から、会社更生法第85条４項の規定に基づく通知が発せられましたので、お知らせいたします。

以　上

令和６年１月５日

株　主　　各位

大阪地方裁判所第６民事部
裁判所書記官　芝　　裕　史

通　知　書

更生会社株式会社プロルート丸光（大阪市中央区北久宝寺町二丁目１番３号）に対する当庁令和５年（ミ）第１号会社更生事件について，令和６年１月５日午前１０時，会社更生法による更生手続が開始され，弁護士山本幸治が管財人に選任されました。

会社更生法８５条４項の規定により，管財人の選任について意見を述べることができる期間が令和６年２月６日までと定められましたので，上記管財人の選任について意見がある場合には，同日までに当裁判所に書面で提出してください。

なお，更生会社は，令和５年１２月５日現在（会社更生手続の申立日）において既に債務超過の状態にあるため，今後行われる債権調査及び財産評定手続を経ても債務超過の状態にある場合には，議決権は認められないこととなります。

（注意）

1　管財人の選任についての意見を記載した書面（以下「意見書」という。）は必ず提出しなければならないものではありませんから，特に意見がなければ提出する必要はありません。

2　意見書の書式は特に定められていませんので任意の様式で作成していただいて結構ですが，住所・氏名・事件番号・更生会社名は必ず記載してください。

3　意見書を郵送で提出される場合の送付先は，「〒530-8522　大阪市北区西天満２丁目１番10号　大阪地方裁判所第６民事部　再建型・大型事件係」です。なお，郵便の場合には，令和６年２月６日必着となりますのでご注意ください。